



Home Office

国別情報及びガイダンス イラン: キリスト教徒とキリスト教改宗 者

第 2.0 版

2015 年 12 月

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の請求の取り扱いについての指導書である。これには、請求が庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 請求が却下された場合には – 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、請求を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援局の研究ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、当方まで電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問委員会

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境局の独立主任検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

目次

序文.....	2
ガイダンス	4
1. はじめに	4
1.1 申立ての根拠.....	4
2. 問題の検討.....	4
2.1 当該個人の説明は信憑性があるか。	4
2.2 キリスト教徒はイランで虐待又は危害の危険に晒されるか	4
2.3 危険に晒される個人がイラン国内で国内移動することは可能か。	5
2.4 拒否された場合に、当該申立てには『明らかに根拠がない』と証明できる可能性はあるか。	5
3. 方針の概要.....	6
国別情報.....	7
4. イランの宗教	7
4.1 概観	7
4.2 宗教人口統計	8
4.3 法的枠組み	8
5. キリスト教徒	11
5.1 概観	11
5.2 福音派及び家庭教会	14
5.3 キリスト教徒に対する扱い	17
6. キリスト教に改宗するイスラム教徒	21
補遺 A: 判例法.....	26
版管理及び問合せ先.....	28

ガイドンス

1. はじめに

1.1 申立ての根拠

1.1.1 以下に起因するイラン当局の手による迫害に当たる虐待の恐怖

- その宗教
- キリシト教への改宗又は、
- 他の個人をキリシト教に改宗させることを積極的に求めるため。

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 当該個人の説明は信憑性があるか。

2.1.1 信憑性評価に関する情報については、[信憑性評価及び難民の地位に関する庇護指令](#)の第4節及び5節を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞取り調査の前に行うべきである([ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令](#)を参照)。

2.1.3 個人の出身地の真正性を疑う理由がある場合は、意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討するべきである。[言語分析に関する庇護指令](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.2 キリシト教徒はイランで虐待又は危害の危険に晒されるか

キリシト教徒に生まれた個人

2.2.1 イランの憲法は、キリシト教徒、ユダヤ教徒及びゾロアスター教徒を保護対象の少数宗派と認めているが、全ての法規則は独自のシーア派イスラム教基準に基づくため、国家は宗教又は信仰に基づきキリシト教徒を差別する。多くのキリシト教徒にとって、イランで自由且つ開放的に暮らすことは難しい。かかる差別はイラン全土に行きわたっている。

キリシト教改宗者

2.2.2 イスラム教から改宗したキリシト教徒は、背教者—イランでは刑事犯罪—とみなされるため、国家当局による危害の危険に晒される。シャリーア法はイスラム教から別の宗教への改宗を認めてはおらず、個人が個人用文書上で宗教的所属を変更することは不可能である。キリシト教改宗者は、身体的な攻撃、嫌がらせ、監視、逮捕、拘禁並びに拘禁中の拷問及び虐待に直面する。[SZ and JM \(Christians– FS confirmed\) Iran CG \[2008\] UKAIT 00082](#) (2008年11月12日)の国別ガイドンス事案で判明したように、聖礼典を基本とする教会への改宗者の状況は、イランへの帰国を合理的に期待

できないようなものである可能性がある。これは今もそうである。

福音派教会/家庭教会

- 2.2.3 福音派教会／家庭教会の信徒はイラン当局による嫌がらせ、逮捕、嚴重な監視及び収監の対象となる。キリスト教徒でその所属先が福音派教会であるために、イラン又はイギリスで福音主義又は改宗活動を実践し続ける義務又は意思を立証できる者又は、視認できる十字架等でその信仰を外見的に明示する者は、イランへの帰国時に当局から敵視されることになり、迫害の危険に晒される。
- 2.2.4 当該個人が帰国時に所属宗教について慎重な態度を取る意思があると判明する事案では、かかる慎重な態度の理由を [HJ \(Iran\)](#) に照らして検討する必要がある。所属宗教、改宗又は改宗に関連する他者の活動の側面の隠匿は、個人がこれを望まない場合は、期待してはならない。ただし、当該個人が迫害の恐怖以外の理由により、その宗教又は宗教活動側面を隠匿する選択意思を示す場合は、当該個人は国際的な保護の申し立てに対する根拠を有さない。
- 2.2.5 2013 年のロウハーニー大統領(President Rouhani)の選挙以降、キリスト教徒の投獄は増加した。「普通の」キリスト教徒へのイラン当局の態度及び扱いは、個々の事案において、迫害、拷問又は非人間的且つ品位を傷つける扱いのレベルに達するような虐待を引き起こす可能性がある。所属宗教以外の理由で、過去にも当局から着目されるようになったことをキリスト教徒が証明できる場合は、その宗教と併せて、迫害の真の危険に晒される可能性がある。どの事例もその事情に基づいて考慮する必要がある。

[目次に戻る](#)

2.3 危険に晒される個人がイラン国内で国内移動することは可能か。

- 2.3.1 この部類の申立ては国家当局による虐待の恐怖に関わるものであるため、この脅威から逃れるために国内の他の地域へ移住することは実行不可能である。

[目次に戻る](#)

2.4 拒否された場合に、当該申立てには『明らかに根拠がない』と証明できる可能性はあるか。

- 2.4.1 申し立てが拒否される場合は、2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) の第 94 条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。
- 2.4.2 認定に関する詳細情報については、[2002 年国籍、移民及び庇護法の第 94 条に基づく保護及び人権申立て\(明らかに根拠がない申立て\)の認定に関する請願指令](#)を参照。

[目次に戻る](#)

3. Policy summary

- 3.1.1 キリスト教は憲法により公式に認められている宗教である。しかし、イランはイスラム神政国家であり、国民は宗教的自由を享受していない。
- 3.1.2 キリスト教の家庭に生まれた人々(例えば、アッシリア人やアルメニア人)への国家の待遇は、とりわけ、当該個人が宗教以外の理由のために当局の敵対的注目を集めるようになった場合には、個々の事案は迫害、拷問又は非人道的且つ品位を傷つける扱いレベルに達する可能性がある。どの事案も事実に基づいて検討する必要があるだろう。
- 3.1.3 福音派教会及び家庭教会の信者及び他者が福音派になるよう積極的に活動し、布教活動に従事する者は、イラン国内で迫害の真の危険に晒され、庇護の付与が適切であると思われる。
- 3.1.4 シャリーア法の下では、イスラム教徒が改宗する権利は認められていない。イスラム教徒の改宗はイランでは違法である。イスラム教からキリスト教に改宗した者は、イランにおいて迫害の真の危険に晒され、庇護の付与が適切だと思われる。
- 3.1.5 申立てが拒絶された場合、**2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)** 第 94 条の下に「明らかに根拠がない」と認定される可能性は低い。

[目次に戻る](#)

国別情報

4. イランの宗教

4.1 概観

4.1.1 信教の自由に関する合衆国委員会(U.S Commission on International Religious Freedom)の 2015 年年次報告書によれば、

『2014 を通じて、少数宗派、特に、バハーイ教徒、キリスト教改宗者及びスンニ派イスラム教徒に対する信教の自由は、依然として抑圧の一途をたどった。スーフィー・イスラム教徒及び反体制派のシーア派イスラム教徒も、嫌がらせ、逮捕及び収監の対象になった。2013 年 8 月にハッサン・ロウハーニー大統領(President Hassan Rouhani)が就任してから、信仰を理由に収監される少数宗派教団の信者数は増加している。イラン政府は信教の自由を組織的且つ継続的に、そして、告発された宗派を主な又は全面的な理由とする長期間の拘禁、拷問及び処刑等の苛酷な方法で侵害し続けている。2014 年を通じて、イランの聖職者上層部は依然として反ユダヤ感情を露わに示したが、政府関係者の反ユダヤ主義的な言辭は弱まっていた。』¹

4.1.2 世界各国の迫害されたキリスト教徒及び教会に奉仕する国際的牧師集団、オープンドア(Open Door)が公表した 2015 年ワールドウォッチリスト(World Watch List 2015)によると、イスラム教はイランの国教であり、全ての法律はシャリーア法に沿っていなければならない。

4.1.3 正義を追求して、擁護及び人権を通じて信教の自由のために活動するキリスト教組織のキリスト教世界連帯(Christian Solidarity Worldwide)(CSW)によれば、

『1979 年の革命以来、イランの宗教及び民族少数派に対する人権侵害は増加し続けている。少数宗派は疑惑の目で見られ、シーア派イスラム主義の厳格な解釈を植え付けることを強く求める神政制度の脅威として扱われている。イランは、信教又は信仰の自由を定める複数の国際条約の締約国であるが、キリスト教徒、バハーイ教徒、スーフィー修道会(Sufi Dervish)及びスンニ派イスラム教徒は全般的に、その信仰を理由に法規的及び超法規的処刑、拷問、収監又は嫌がらせを受けた。キリスト教徒に改宗するイスラム教徒に対する迫害は 2009 年以降、激しさを増している。これは、宗教界幹部のキリスト教的言辭への反発の高まりによる。バハーイ教コミュニティは依然として非公認であり、やはり、ヘイトスピーチを浴びせられる頻度が高くなっている。』²

[目次に戻る](#)

¹ 米国世界宗教の自由委員会、年次報告 2015 : イラン、2015 年 5 月 1 日
<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/Iran%202015.pdf> [2015 年 11 月 10 日閲覧]

² 世界キリスト教連帯、イランの概要、日付不詳、
http://www.csw.org.uk/our_work_profile_iran.htm [2015 年 11 月 10 日閲覧]

4.2 宗教人口統計

4.2.1 米 국무省の世界の宗教の自由に関する報告書 2014 の推計によれば、

『...人口は 8080 万人である(2014 年 7 月の推計)。イスラム教徒は全人口の 99 パーセントを構成する。うち、90 パーセントはシーア派であり、9 パーセントはスンニ派である(ほとんどがトルクメン人、アラブ人、バルーチ族及びクルド人で、それぞれ、南西部、南東部、北西部に居住している)。スーフィー・イスラム教徒の人口規模について入手可能な公式統計はないが、一部の報告書は、スーフィー教の教えを実践するイラン人が数百万人いると推定している。』

『人口の残り 1 パーセントを構成する集団には、バハーイ教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒、サービア・マンダヤ教徒、ゾロアスター教徒及びヤルサン教徒などがいる。非イスラム教徒少数派の三大勢力はバハーイ教徒、キリスト教徒及びヤルサン教徒である。バハーイ教徒は約 300,000 万人を数え、テヘラン及びセムナーン(Semnan)に極度に集中している。国連のデータによると、国内には 300,000 万人のキリスト教徒が居住するが、一部の非政府組織(NGO)の推計によれば、370,000 万人に上る可能性がある。イラン統計局(Statistical Center of Iran)はキリスト教徒の数を 117,700 人と報告している。』

『キリスト教の大多数はアルメニア民族で、テヘラン及びイスファハン(Isfahan)に集中している。アッシリア系キリスト教徒は 10,000 万人から 20,000 人と非公式に推定されている。福音派を含むプロテスタント諸派も存在する。イラン国外のキリスト教徒集団の推計によれば、プロテスタントコミュニティの規模は 10,000 人未満であるが、多くのプロテスタントが秘密裏に礼拝していると伝えられている。ヤルサン教徒は主に、クルディスタン南部のルリスタン(Luristan)及びゴラニ語(Gurani)地域に分布し、政府は、スーフィー主義を実践するシーア派イスラム教徒に区分しているが、ヤルサン教徒はヤルサンを異なる(イラクではカカーイ教徒(Kaka'i)と呼ばれる)宗派と考えている。ヤルサン教徒の公式な数字はないが、NGO 及び一部のヤルサン教幹部の推計では、最大 100 万人ということである。サービア・マンダヤ教徒は 5,000 人から 10,000 人である。イラン統計局の 2011 年の推計によれば、ゾロアスター教徒はおよそ 25,300 人で、主にペルシア人であるが、ゾロアスター教徒集団の報告によれば、教徒は 60,000 人だということである。ユダヤ人についても、イラン政府の 2012 年の国勢調査統計の報告では 9,000 人に満たないということだが、報道機関の推計では 25,000 人になっている。』³

[目次に戻る](#)

4.3 法的枠組み

4.3.1 米 국무省が 2014 年世界の宗教の自由に関する報告書で述べたところによれば、

³ 米 국무省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション I。宗教人口統計。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dlid=238454> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

『憲法は次のように宣言する。「公式の宗教はイスラム教であり、その信奉すべき教義はジャアファリーシーア(Ja'afari)派の教義である。」憲法によれば、全ての法律及び規則は未定義の「イスラム基準」及びシャリーアの公式解釈に基づかねばならない。』⁴

『憲法によれば、イスラム主義は大きく分けて5つのスンニ派に分かれ、これにも「全面的な敬意が付与され」、宗教教育問題及び、婚姻、離婚及び相続等の特定の個人的問題において正式な地位を享受するとしている。憲法によれば、5大スンニ派のいずれか1派の信徒が多数派を構成する地域では、現地の規則は一定の範囲においてその宗派に準ずるとする。また憲法によれば、「法律の範囲内において」、ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒及びキリスト教徒だけが、自由に礼拝し、宗教団体を形成する自由を保護されている公認の宗教少数派であるが、同宗派による布教活動は禁じられる。サービア・マンダヤ教徒はキリスト教徒でないと思っているが、政府はキリスト教徒とみなしているため、この宗派を三大少数宗派に組み込んでいる。政府は他の非イスラム宗派を認めておらず、バハーイ教徒等の他の宗教教団の信者はその信仰を実践する自由を与えられていない。』⁵

『憲法はイスラム教徒国民が信仰を選択、変更又は放棄する権利を定めていない。政府は、イスラム教徒の父親に生まれた子どもをイスラム教徒とみなし、イスラム教からの改宗を、死刑に値する背教行為とみなしている。非イスラム教徒は宗教的表現、信条の公言又はイスラム教徒の改宗に携わることには許されない。そのような活動は布教とみなされ、死刑に値する。刑法は、イスラム預言者を侮辱又は呪う「sabb al-nabi」(冒瀆行為)に死刑を定めている。』⁶

『政府は、どの宗派を信仰する国民に対しても、男性に与えられる権利の多くを女性から事実上奪う、宗教の下に正当化されている厳重な規則を遵守するよう強制するイスラム文化の法的解釈を主張する。政府は宗教的所屬に関係なく、国全域で性差別を実行している。どの宗派に属す女性も公の場では「イスラム的服装」を遵守することを期待される。これには、頭髪の被覆及び全身をゆったりした衣服で装うことなどが含まれる。かかる保守的な服装に対する規則の実施は緩和されることもあるが、政府は定期的に「非イスラム的服装」を処罰している。』⁷

⁴ 米国務省、2014年世界の宗教の自由に関する報告書（2014年10月14日）セクションII。法的枠組み。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015年11月11日閲覧]

⁵ 米国務省、2014年世界の宗教の自由に関する報告書（2014年10月14日）セクションII。法的枠組み。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015年11月11日閲覧]

⁶ 米国務省、2014年世界の宗教の自由に関する報告書（2014年10月14日）セクションII。法的枠組み。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015年11月11日閲覧]

⁷ 米国務省、2014年世界の宗教の自由に関する報告書（2014年10月14日）、II。法的枠組み。

4.3.2 イラン人権国際キャンペーン(International Campaign for Human Rights in Iran)(ICHRI)の 2013 年 1 月 16 日に公表された報告書、『信仰の代償- イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害』によれば、

『市民権と政治的権利に関する国際条約 (ICCPR) の第 18 条の下に、イランは宗教の自由を守るよう義務付けられている。イランの憲法は、程度の差はあれ、キリスト教を認めており、ICCPR に記載される権利の多くを彼らに付与する一方で、実際には政府はプロテスタントコミュニティにこれらの国際的及び憲法的保護を行っていない。教会への参加禁止、新たな教会の設立の禁止、教会の閉鎖、聖書及びキリスト教文献の配布の禁止、教会団体への嫌がらせ及び監視、教会指導者たちの拘留及び起訴、布教の犯罪化及びキリスト教徒をイスラム教徒へ強要して改宗させることなど、イラン政府により制度的に取り組みされる措置は ICCPR により禁じられている。』

『国際法の下に補償され、イラン憲法の第 24 条にも掲げられているイランにおける表現の自由に対するキリスト教徒の権利も日常的に否定されている。ICCPR の第 19(2)条は「誰もが表現の自由の権利を有する」と保証しており、ICCPR の実施を監視する人権委員会は、表現の自由には「宗教的な会話」を表現する権利が含まれると指摘する。当然の権利として、ICCPR の第 18 条は「宗教的な文書又は出版物を準備し、配布する」権利を保護する。』

『経済的・社会的・文化的権利に関する国際条約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)の第 6 条は、働く権利を保護する。そのため、国家は勤務場所における差別を防止しなければならない。イランのキリスト教徒が経験する最もよく見られる差別形態は国家及び民間セクターの雇用者による差別である。被インタビュー者は、イランの人権のための国際キャンペーン(International Campaign for Human Rights in Iran)(ICHRI)、調査及び国際メディア擁護者を介してイランにおける人権を推進することを目指すニューヨークを拠点とする独立系非営利団体に対し、彼らは自分たちの信仰のために職を解かれたり、雇用を拒否されたりしたと報告した。雇用者はとりわけ、改宗者に対して慎重なようである。官民セクター双方に対する雇用応募書式は常に、彼らの宗教及び家族の名前を報告するよう応募者に求める。それにより、大抵のイラン人は即座にその者が民族的キリスト教徒、イスラム教徒又はその他の背景の出身者であるか否かを推測できる。キリスト教徒も事業開始時、又は事業ローンの借受け認可の際に障害に直面する。一部の事例において、特に政府においては、雇用の差別は法律で体系化されている。イランの憲法は、少数派の宗教コミュニティに指定された 5 つのポストを除く最高指導者、大統領、裁判官及びすべての MP を含む特定の公務員がイスラム教徒であることを求める。』⁸

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dlid=238454> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

⁸ イラン人権国際キャンペーン、信仰の代償－イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗

5. キリスト教徒

5.1 概観

- 5.1.1 イラン人権国際キャンペーン(International Campaign for Human Rights in Iran)(ICHRI)の 2013 年 1 月に公表された報告書、『信仰の代償- イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害』によれば、

『イラン人キリスト教は大きく分けて、民族系のキリスト教徒と非民族系のキリスト教徒の 2 つに分類できる。民族系のキリスト教徒には、独自の言語及び文化的伝統を持つアルメニア人及びアッシリア人(又はカルデア人)が含まれる。多くは、所属教団の正教会(アルメニア信徒協会(Apostolic Church of Armenia)及びアッシリア東方教会(Assyrian Church of the East))の信者であるが、カトリック又はプロテスタントもいる。非民族系のキリスト教徒はたいてい、プロテスタント教会の信者であり、多くは以前イスラム教徒を名乗っていた改宗者又はイスラム教徒家系の出身者である改宗者である。』⁹

- 5.1.2 イラン・フォーカス(Iran Focus)の 2014 年 9 月の報道によれば、アルメニア正教会及びアッシリア正教会等のイランの伝統的キリスト教団は、啓典の民(People of the Book)としてイスラム共和国憲法の下に保護されているが、日常生活は様々な法的制限を受け、学校及び教会活動は厳重に監視されており、ほぼどの公共機関でも管理職に就労することはできない。』¹⁰

- 5.1.3 オランダ外務省(Netherlands Ministry of Foreign Affairs)の 2015 年 5 月の公式報告によれば、

『イラン当局は、「これまでの」公認教団に所属するキリスト教徒の宗教的实践を概ね妨害していない。福音を説かない限り、この集団はその信仰だけを理由に当局の標的になることは概ねない。「古い教会組織」は通常、同じ民族集団に属し、正教会、カトリック教会及びプロテスタント教会の信者で構成される。アルメニア人及びアッシリア人キリスト教徒は閉鎖的な社会コミュニティで暮らしており、布教活動に携わらない。』¹¹

- 5.1.4 ICHRI によれば、当局は民族的キリスト教徒に、教会の礼拝を開催したり、宗教学校を運営したり、彼らの主な宗教的祝日を祝ったりするなど、宗教的实践に対していくつかの権利を付与した。ただし、ペルシア語で礼拝を行

者の迫害 – 2013 年 1 月 16 日、エグゼクティブサマリー

http://www.iranhumanrights.org/2013/01/cost_of_faith/ [2015 年 11 月 11 日閲覧]

⁹ イラン人権国際キャンペーン、信仰の代償 – イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害 – 2013 年 1 月 16 日、イランにおけるキリスト教

http://www.iranhumanrights.org/2013/01/cost_of_faith/ [2015 年 11 月 11 日閲覧]

¹⁰ イラン・フォーカス、イランにおけるキリスト教徒収監者、2014 年 9 月 30 日、http://www.iranfocus.com/en/index.php?option=com_content&view=article&id=29845&catid=5&Itemid=110 [2015 年 11 月 16 日閲覧]

¹¹ オーストリア出身国・庇護国情報研究・調査センター(ACCORD)、イラン: 信教の自由; 宗教及び民族少数派の扱い: COI 作成、2015 年 9 月、<http://www.refworld.org/docid/5609522a4.html> [2015 年 11 月 17 日閲覧]

うことを認めていない。¹²

5.1.5 危険に晒されるキリスト教徒、イランのキリスト教徒評価によれば、

『イランの 1979 年憲法では、アルメニア人及びアッシリア人を公認の少数宗派と認めているが、この認定は事実上、上記を 2 級の市民に割り当てるものである。アルメニア人キリスト教徒は、婚姻及び相続問題に独自の宗教法を遵守することを許されている一方で、アルメニア人の教育機関では一部の制限を課されており、公職に就くためには、イスラム理論の試験に合格しなければならない。これより小規模のキリスト教少数派は公認されておらず、迫害されることもある。イスラム教徒又は改宗者がキリスト教施設に立ち入れないようにするための、キリスト教施設外での革命防衛隊 (Revolutionary Guard) による露骨な監視及び信者の身分証明書の提示要求などを受けている。』¹³

5.1.6 ガーディアン紙(Guardian)の 2014 年 5 月の報道によれば、

『イランのキリスト教徒は従来、改宗活動を行わない限り宗教を自由に実践できるアルメニア人及びアッシリア人であったが、この 5 年から 10 年を通じて、衛星テレビの存在により、信仰の御言葉を祖国の視聴者に広めることに意欲的なイラン人の亡命者キリスト教司祭という新しい時代が到来した。アルメニア人及びアッシリア人もイスラム教徒の隣人や友人とキリスト教を共有するようになった。亡命者に見られるイスラム教徒からキリスト教徒への改宗及び海外のキリスト教徒と祖国との距離の縮小によって、キリスト教はこれまでにない数でイラン全土に根付きつつある。キリスト教改宗運動の秘密性により、正確な人数を測定するのは不可能になっている。推計値は情報源によって 300,000 人から 500,000 人までばらつきがある。この統計データを独自に検証するのは不可能だが、国内外の改宗者及び司祭によれば、改宗運動は活発且つ広範囲に進んでいる。隣国アルメニアに渡って洗礼を受けた改宗者もいるということである。』¹⁴

5.1.7 ICHRI の報告によれば、『イランでは、プロテスタント教団は民族系のキリスト教徒集団よりも政府の制限及び人権侵害を受けることがはるかに多い。これは概して、礼拝及び文献におけるペルシア語の使用及び (いずれも現政権に反する改宗を助長する) 布教活動への専念並びに、一部のプロテス

¹² カナダ移民・難民局、イラン：非民族系キリスト教徒におけるキリスト教の教育、解釈及び知識、2014 年 3 月 18 日 <http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&docid=533925814&skip=0&coi=IRN&querysi=ethnic%20christian&searchin=title&sort=date> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

¹³ 危険に晒される少数派、イランのキリスト教徒評価、日付不詳、<http://www.cidcm.umd.edu/mar/assessment.asp?groupId=63010> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

¹⁴ The Guardian、『第二の母』：イランのキリスト教改宗者はドイツで聖壇を見出す、2014 年 5 月 12 日、<http://www.theguardian.com/world/iran-blog/2014/may/12/iran-converted-christians-sanctuary-germany-muslim> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

タント教会が有する宗派及び海外の教会ネットワークへの加盟が理由である。』¹⁵

5.1.8 Iran Primer によれば、『プロテスタント等の民族集団と関わりのないキリスト教徒の議員はいない。』¹⁶

5.1.9 イラン・イスラム共和国の人権状況に関する国連特別報告者の報告によれば、

『キリスト教徒の宗教活動は、一般に監視され、厳重に規制されている。例えばイスラム教徒からキリスト教へ改宗した者はアルメニア教会又はアッシリア教会に入ることができない。それは、教会に行く人はすべて、政府に登録しなければならない、当局は度々教会内に監視カメラを設置するからである。』

『キリスト教徒の訴追で最も多いのは、イスラム教家系出身の改宗者又は、イラン人イスラム教徒に布教活動を行う又は聖職者として振る舞う改宗者のようである。イラン当局幹部は家庭教会及び福音派キリスト教徒を、国家安全保障の脅威とみなしている。[...] キリスト教徒の多くは、イスラム教家系出身の改宗者であるため、同じ様な迫害に遭っている。』¹⁷

5.1.10 イランで発生したキリスト教徒の迫害に関する Christians in Parliament の 2015 年 3 月の報告によれば、

『1979 年の革命以降、政府は、正教会及びプロテスタント等に対し、教会組織の設立ライセンスの発行又は教会の建設の許可を行っていない。政府は公認教会に対し、イスラム教家系出身でない信徒のみの参加及び、アッシリア語又はアルメニア語の少数派言語に限定した礼拝の実施を義務付けている。この制限の遵守を拒否する場合は、教会は閉鎖され、幹部は逮捕された。』

『少数宗派の昇進可能性は依然として制限されている。イラン・イスラム共和国及び国教への忠誠を証明するための、政府高官及び上級公務員候補に必須の選考手続きである『gozinesh(差別的な選別)基準』は、少数宗派の職業的成功を阻む目に見えない障害になっている。』¹⁸

[目次に戻る](#)

¹⁵ イラン人権国際キャンペーン、信仰の代償 – イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害 – 2013 年、http://www.iranhumanrights.org/mwg-internal/de5fs23hu73ds/progress?id=SjgJF6Q1_hgbFLOHGLAkjgp7TY0EQWyGrY4PkQBV4kY.&dl [2015 年 11 月 16 日閲覧]

¹⁶ The Iran Primer、女性及び少数派の敵対者: ISIS 対イラン政府、2015 年 2 月 12 日、<http://iranprimer.usip.org/blog/2015/feb/12/rivals-women-minorities-isis-v-iran> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

¹⁷ 国連人権理事会、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者の報告、2014 年 3 月 18 日、A/HRC/25/61, <http://www.refworld.org/docid/534e4d0d4.html> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

¹⁸ Christians in Parliament、イランにおけるキリスト教徒の迫害、2015 年 3 月 <http://www.christiansinparliament.org.uk/uploads/APPGs-report-on-Persecution-of-Christians-in-Iran.pdf>, [2015 年 11 月 17 日閲覧]

5.2 福音派及び家庭教会

5.2.1 BBC の報道によれば、福音派キリスト教徒は公認宗派でなく、重大な差別を受けている。¹⁹

5.2.2 米務省が 2014 年の出来事を網羅した年次報告書の中で述べたところによれば、

『キリスト教徒、特に福音主義者は依然として逮捕される頻度が過度に多く、嫌がらせや監視のレベルも苛酷であった。こうした事例の多くは、年末の時点で実態がわからなかった。当局は一部のキリスト教徒をほとんど直ちに解放したが、他の者は弁護士に接見できない状態で秘密の場所に拘禁した。イランの人権に関する国連特別報告者の 2014 年 10 月の報告によれば、当局に拘束されているプロテスタントは少なくとも 49 人に上り、多くが非正規の家庭教会への関与を理由に拘束されていた。』

5.2.3 報告書の続きによれば、

『政府は福音派キリスト教徒の活動を入念に監視し、イスラム教徒が教会の敷地に立ち入ることを阻止し、教会を閉鎖し、キリスト教改宗者を逮捕して、改宗の禁止を執行した。当局はイスラム教徒に伝道しない又はイスラム教徒に教会の礼拝への出席を認めないとの誓約書に署名するよう福音派教会の指導者に圧力をかけた。福音派礼拝の集会は日曜日だけに制限された。キリスト教擁護団体が確認したところによれば、政府は教会の閉鎖及び他の圧力を利用して、ごく少数を除く全てのペルシア語の礼拝を取締り、礼拝をアルメニア語及びアッシリア語に限定した。強制閉鎖されたペルシア語系教会の司祭は、政府から国外退去を強要されたということで、政府は新任司祭の授与式を妨害した。福音派信心会は、そのコピーを当局に提出しなければならない会員証、写真を携帯することを義務付けられた。集会所の外に配置された治安当局者は礼拝者の身元確認を行った。どの宗派のキリスト教徒も、キリスト教徒以外が礼拝に参加していないかを確認する意図で教会の外に監視カメラが設置されていると報告した。』²⁰

5.2.4 ヒューマンライツ・ウォッチの 2014 年 8 月の報告によれば、『イランの安全・情報部隊は、キリスト教徒による伝道を治安上の脅威とみなし、これに関与する者を体系的に標的にした。特にアルメニア人、アッシリア人及びカルデア人などイランに土着のキリスト教コミュニティと関わっていない者が標的になった。』²¹

¹⁹ BBC News、ガイド: 中東のキリスト教徒、2011 年 10 月 11 日、
<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-15239529> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

²⁰ 米務省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション II。政府の実例。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

²¹ ヒューマンライツ・ウォッチ、キャラジにおける幽閉: イランの州都の政治犯に注目、2014 年 8 月 18 日、少数宗派の活動及び教団幹部、

5.2.5 デンマーク移民局が 2014 年 6 月の事実調査団の報告の中で述べたところによれば、

『制度に対する脅威としてみられているのは主に福音派の教会で、結果的に当局の関心事となっている。それらの教会の一部は、米国から援助を受けているもので、そのため当局は福音派教会の活動と海外の機関との関係、次いで政治感覚においてイスラム国へのスパイ行為や弱体化行為に結びつける。当局がそのような個人に対して告発を負わせるのは難しいが、係る刑罰についての脅威は存在し、司法及び法執行当局を含め、キリスト教への改宗及び福音派のネットワークは政治的動機からくるもので、イランの西側諸国との関係に結びつくとの与論における合意がある。』²²

5.2.6 イラン人権国際キャンペーンの 2013 年の報告書、『信仰の代償- イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害』によれば、

『イランにおいてキリスト教グループは定期的に、国の監視や嫌がらせを受ける。この監視は公開及び内密の両形態をとる。情報省、警察又は革命裁判所は、尋問するために教会指導者たちを召集し、教会の活動、礼拝、教育プログラム及び教会の会員の名前や背景に関する情報を提供するように彼らに強要する。また、キリスト教徒は、情報担当官が自分たちを追跡し、電話を盗聴すると話したと ICHRI に報告した。情報省により収集された情報は逮捕、起訴及び教会の閉鎖の根拠となる。』

『過去数年にわたり、国の政策に影響を与える国の役人及び聖職者たちは、日増しに福音主義及び家庭教会が勢力を増しているのに対して非難の声を上げており、国の抑圧に対する正当性を明確に述べる。イランの憲法はキリスト教徒を特定の権利をもつ宗教マイノリティと認めるため、キリスト教徒は従来のイスラム法学の下に「啓典の民」として一定の保護の便宜を図られる。イランの役人及び聖職者たちは福音派と家庭教会をキリスト教と区別しようとする。彼らは、福音派と家庭教会はキリスト教から逸脱したもので、国家が認めるキリスト教とは異なると主張する。』²³

5.2.7 キリスト教世界連帯によれば、

『2010 年以降、家庭教会は、強制捜査及び逮捕推進運動の標的になった。国内の複数の都市で、複数の教会ネットワークの司祭及び信者が取調べを

<https://www.hrw.org/report/2014/08/18/locked-karaj/spotlight-political-prisoners-one-iranian-city>
[2015 年 11 月 16 日閲覧]

²² デンマーク移民局 – イランにおけるキリスト教改宗者の状況に関する最新情報 – 2014 年 6 月、
1.2.1 ここ数年を通じてキリスト教改宗者に用いられる罪状

<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/78D46647-A0AD-4B36-BE0A-C32FEC4947EF/0/RapportIranFFM10062014II.pdf> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

²³ イラン国際人権キャンペーン、信仰の代償 – イランのプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害 – 2013 年、http://www.iranhumanrights.org/mwg-internal/de5fs23hu73ds/progress?id=SjgJF6Q1_hgbFLOHGLAkjgp7TY0EQWyGrY4PkQBV4kY,&dl
[2015 年 11 月 16 日閲覧]

受けて逮捕され、所持品を没収された。イスラム教からの改宗者は、イスラム教を捨てることでシーア派イスラムを揺るがしたとみなされるため、特に標的にされている。逮捕者の一部は法外な保釈金を支払って釈放された。』²⁴

5.2.8 2014 年に関する米国の世界の宗教の自由報告書によれば、

『公式報告及び報道機関は、キリスト教の家庭教会を「違法なネットワーク」であり「ユダヤ教布教組織」と断定している。家庭教会の信者が逮捕される場合はたいてい、敵国の支援を受けた罪で告発された。

Middle East Concern 及び他の複数の人権擁護団体によれば、裁判所は [2014] 年 10 月 19 に、「国家安全保障に反する行為」罪及び「政府の転覆を意図したネットワークの創設」罪で、教会幹部の Behnam Irani 及びその加盟協会イラン教会 (Church of Iran) の幹部 Abdolreza Ali-Haghejad 及び Reza Rabbani に禁固 6 年を言い渡した。』²⁵

5.2.9 2015 年 10 月 6 日に公表された、国連総会『イラン・イスラム共和国における人権状況：事務総長による発言』によれば、

『伝えられるところによれば、非正規の家庭教会への入会を理由にキリスト教徒が相次いで訴追されている。2015 年 3 月 1 日には、2014 年 12 月に自宅でクリスマス礼拝を行っていたところを逮捕されたテヘランのシャフルラ・アッシリアペンテコスタ派教会 (Shahrara Assyrian Pentecostal Church) の元司祭長 Victor Ben -Tamarz 牧師が、審理開始まで釈放された。2015 年 4 月 15 日には、2013 年 2 月 2 日に家庭教会で逮捕され、「国が禁じる布教行為」、「福音派キリスト教の擁護」及び「家庭教会の設立」で告発されたキリスト教改宗者 13 人に対し、Shahin Shahr 革命裁判所が禁固 1 年及び 2 年間の渡航禁止の判決を支持した。イラン政府はこの報告に対する見解の中で、「今ある教会で少数宗派の宗教的ニーズは満たされているため、教会を新設する必要はない。」と主張した上で、「家庭教会の活動は違法とみなされる」と述べた。』²⁶

5.2.10 2015 年 8 月の Christian post の報告によれば、

『イラン人抗議組織の報告によれば、礼拝目的でキャラジ (Karaj) 市内にある家庭教会に集まっていたキリスト教改宗者少なくとも 8 人がイラン当局に殴打され逮捕された。イラン国民抵抗評議会 (National Council of Resistance of Iran) によれば、この教会は今月、家庭教会の弾圧拡大の一環として、複数の私服警官によって強制捜査された。警官は強制捜査の後、集まった信者を殴打した上、聖書その他のキリスト教文献及び、施設に

²⁴ 世界キリスト教連帯、イランの概要、日付不詳、

http://www.csw.org.uk/our_work_profile_iran.htm [2015 年 11 月 16 日閲覧]

²⁵ 米務省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション II。政府の実例。

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dlid=238454> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

²⁶ 国連総会、イラン・イスラム共和国の人権状況：事務総長の発言、2015 年 10 月 6 日、A/70/411, <http://www.refworld.org/docid/5631da2c4.html> [2015 年 11 月 10 日閲覧]

設置されていたパラボラアンテナを没収した。目撃者によれば、複数の信者が逮捕され、非公開の刑務所に拘禁するためにバンに乗せられたと
いうことである。』²⁷

[目次に戻る](#)

5.3 キリスト教徒の扱い

5.3.1 イランの人権状況に関する国連特別報告者が 2015 年 3 月 12 日に公表した報告書の中で述べたところによれば、

『2015 年 1 月 1 日現在で、キリスト教の信仰及び活動容疑で国内に拘禁されているキリスト教徒は少なくとも 92 人に上った。伝えられるところによれば、2014 年だけでも、イラン全域で 69 人のキリスト教改宗者が逮捕され、24 時間以上勾留された。当局は概して、イスラム教家系出身の家庭教会の幹部を相次いで標的にしたということである。キリスト教改宗者は宗教的祝日の実施制限も受けていると言われる。2014 年 12 月 25 日に、イラン当局は、ルデヘン(Rudehen)町の家庭教会の強制捜査を行い、クリスマス礼拝に集まっていた信者を複数逮捕した。当局は 12 月 26 日にも、クリスマス礼拝を行っていたテヘランのシャフララ・アッシリアペンテコスタ派教会の元司祭長、Victor Beth Tamarz 牧師及び他のキリスト教改宗者 2 人を逮捕した。伝えられるところによると、Victor Beth Tamarz 牧師はペルシア語の礼拝を行っていることで 2009 年から圧力を受けていたということである。アルボルズ州(Alborz Province)の革命裁判所は 2014 年 10 月 19 日に、Behnam Irani 牧師、Reza Rabbani 牧師及び Abdolreza (Mathias) Haghnejad 牧師に「国家安全保障に反する行為」罪及び「政府の転覆を意図した団体の創設」罪で、禁固 6 年を言い渡した。Irani 牧師は現在、「国家安全保障に反する行為」罪及び「政府の転覆を意図した違法団体の創設」で禁固 6 年の刑に服している。政府は、アルボルズ州上訴裁判所 Haghnejad 氏に無罪判決を下したことを明らかにした。²⁸

5.3.2 米国国際宗教自由委員会の年次報告書によれば、『この 1 年を通じて、福音派キリスト教改宗者に特定した、イラン当局による礼拝の強制捜査、信者の脅迫及び礼拝者や教会幹部の逮捕及び収監事件が多数発生した。』²⁹

5.3.3 Christians in Parliament がイランにおけるキリスト教迫害に関する 2015 年 3 月の報告で述べたところによれば、『ロウハーニー政権以降、情報治安省(Ministry of Intelligence and Security)(MOIS)は、教会拡大の抑圧

²⁷ Christian post、イラン警察、家庭教会の強制捜査中にキリスト教徒を殴打及び逮捕、2015 年 8 月 18 日

<http://www.christianpost.com/news/iranian-police-beat-and-arrest-christian-converts-during-raid-on-house-church-143107/#X8LsfuMvX7Y8CZ8.99> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

²⁸ 国連人権理事会、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者の報告、2014 年 3 月 12 日、A/HRC/28/70, <http://www.refworld.org/docid/550ff19c4.html> [2015 年 11 月 10 日閲覧]

²⁹ 米国世界宗教の自由委員会、年次報告 2015 : イラン、2015 年 5 月 1 日
<http://www.uscirf.gov/sites/default/files/Iran%202015.pdf> [2015 年 11 月 10 日閲覧]

活動を緩めず、キリスト教徒幹部及び牧師集団の加盟者を何人も逮捕及び拘禁した。

5.3.4 報告書の続きによれば、

『目撃者の証言によれば、イランでは、キリスト教徒の民家の強制捜査及びそれに付随する逮捕及び拘禁が広く行われている。この強制捜査はたいてい、MOIS の諜報員が画策したと言われており、暴力が伴うこともある。2014 年 7 月に発生したある民間の強制捜査では、12 歳の少年が身体的虐待を受けた。』

『監視を受けているのは家庭教会のキリスト教徒だけでなく、宗教機関も対象になっている。他の登録された教会の多くには、教会の外に政府の監視カメラが設置されている。この教会は登録され政府の認可を受けているが、少数宗派は依然として疑惑の目で見られている。』

30

5.3.5 米国国際宗教自由委員会がその年次報告書の中で述べたところによれば、

『2010 年以降、当局は全土にわたり 500 人を超えるキリスト教徒を恣意的に逮捕し、拘留した。2015 年 2 月現在で、信仰又は宗教活動を理由に服役、拘禁又は裁判待ち状態のキリスト教徒はおよそ 90 人であった。イラン国内の人権擁護団体の報告によれば、この報告期間を通じて、収監中のキリスト教徒に対する身体的暴行及び殴打の件数が著しく増加した。一部の活動家は、秘密の家庭教会の幹部を務める改宗者に対する暴行は、キリスト教への改宗を希望し得る他のイスラム教徒を威嚇するためだと考えている。当局は 2014 年 12 月に、テヘランで複数のクリスマス礼拝を強制捜査し、12 人を超える信者を逮捕した。』

『イラン生まれのアメリカ人牧師、サイード・アベディニ(Saeed Abedini)は、キリスト教家庭教会運動の活動に対し、「イランの国家安全を脅かした」という理由で、2013 年に有罪判決を受け、現在禁固 8 年の刑に服している。アベディニ牧師は、エヴィン(Evin)刑務所にいる間、数週間を独房で過ごし、身体的・精神的虐待を受けていた。2013 年 11 月、牧師は苛酷且つ不衛生な状況で知られるラジャエ・シャー(Rajai Shahr)刑務所に移送された。アベディニ牧師は 2014 年 3 月に、刑務所当局者から殴られて負傷し、その治療を受けるために 2 ヶ月間入院した。アベディニ牧師は 2014 年 5 月に、退院して刑務所に戻った際に再び殴打された。』³¹

5.3.6 米務省の 2014 年に関する世界宗教の自由報告書によれば、

³⁰ Christians in Parliament、イランにおけるキリスト教徒の迫害、2015 年 3 月
<http://www.christiansinparliament.org.uk/uploads/APPGs-report-on-Persecution-of-Christians-in-Iran.pdf>, [2015 年 11 月 17 日閲覧]

³¹ 米国世界宗教の自由委員会、年次報告 2015 : イラン、2015 年 5 月 1 日
<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/Iran%202015.pdf> [2015 年 11 月 10 日閲覧]

『警察は、キリスト教徒を家宅捜査の標的にし、かかる捜査で教典等の個人的所有物を没収することもあった。イラン人キリスト教徒の報道機関、Mohabat News によれば、2014 年 9 月 27 日に、キリスト教徒シャフラム・ガエディ(Shahram Ghaedi)の自宅が私服調査官の強制捜査を受けた。調査官はガエディの他、キリスト教改宗者 2 人、Heshmat Shafiei 及び Emad Haghi を逮捕し、イスファハンのダストゲルド刑務所(Dastgerd Prison)の治安房に移送した。伝えられるところによれば、調査官はガエディの自宅を捜索し、書籍及びコンピュータ等の所有物の一部を没収したということである。』³²

5.3.7 キリスト教世界連帯(CSW)によれば、

『キリスト教徒はたいてい、判決を正当化するために政治犯罪で告発されるが、これは単に、その信仰を理由に収監するための策略である。最近になって、以前は政府の認可を受けていたアセンブリーズ・オブ・ゴッド教団(Assemblies of God)(AoG)を標的にした逮捕事件が複数発生した。AoG の牧師及び信者が複数収監された。この中には Farshid Fathi 及びサイード・アベディニも含まれた。後者は 2013 年初めに禁固 8 年を言い渡されていた。』

5.3.8 また CSW によれば、

『政府公認の教会は諜報部隊の厳重な監視下に置かれており、牧師は信者の詳細を提出するよう要求された。教会は金曜日のペルシア語礼拝の終了も要求された。これは明らかに金曜日が休日で日曜日が就労日になることを理由とする、礼拝者の減少を狙いとしたものである。テヘランで最後のペルシア語教会は、2013 年初めにペルシア語での日曜礼拝を取りやめるよう命令された。教会幹部は当局の圧力を受けて、教会を閉鎖する決断を下した。』³³

5.3.9 イラン人権国際キャンペーン(International Campaign for Human Rights in Iran)(ICHR)の 2013 年 1 月 16 日に公表された報告書、『信仰の代償- イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗者の迫害』によれば、

『イラン憲法は表現の自由を定めているが、実際にはイラン政府はこの権利を侵害している。キリスト教徒は福音を説き、キリスト教の文献を配布することに対して逮捕され、拘留され、起訴される。ペルシア語のキリスト教ウェブサイトは遮断され、4 つのペルシア語のキリスト教衛生局は断続的に妨害されている。聖書への大部分のアクセスは奪われ、聖書の出版及び輸入は概ね禁じられている。治安当局者が聖書を押収したり、時には、聖書を焼いたり、聖書を配布するキリスト教徒を逮捕したりする事例もあった。また、政府は教会においてペルシア語の使用を厳重に禁止し、主にペルシア語を話す人々に対して説教をする手段を狭めている。』³⁴

³² 米務省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション II。政府の実例。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015 年 11 月

11 日閲覧]

³³ 世界キリスト教連帯、イランの概要、日付不詳、
http://www.csw.org.uk/our_work_profile_iran.htm [2015 年 11 月 10 日閲覧]

³⁴ イラン人権国際キャンペーン、信仰の代償-イランにおけるプロテスタント及びキリスト教改宗

5.3.10 米務省の 2014 年世界宗教の自由報告によれば、

『宗教活動は文化イスラム指導省(Ministry of Culture and Islamic Guidance)(Ershad)及び情報治安省(MOIS)により嚴重に監視され、教会はイスラム革命防衛隊(IRGC)の監督下に置かれている。政府はキリスト教の宗教活動を嚴重に監視及び規制している。イランにおける人権に関する国連特別報告者、Ahmed Shaheed によれば、イスラム教徒からキリスト教へ改宗した者をアルメニア教会又はアッシリア教会に立ち入らせないために、当局は教会の信者に当局への登録を義務付けている。』

『2014 年末時点で、多数のキリスト教徒が収監されていた。人権擁護団体の報告によると、刑務所当局は一部のキリスト教囚人に適切な医療を与えなかった。伝えられるところによれば、2014 年 4 月 17 日に、キリスト教改宗者 Farshid Fathi は、エヴィン刑務所で行われた官房検査中に看守に足を踏まれ骨折した。当局はその後 3 日間、Fathi を病院に行かせなかった。』

35

5.3.11 イランの人権状況に関する国連特別報告者が 2014 年 3 月の報告書の『宗教少数派』の見出しで報告したところによれば、

『元被拘禁者の報告によれば、罪又は他の信者についての告白を自白させる目的で拷問又は残忍、非人道的又は品位を傷つける扱いを受けたり、長期的に独房監禁されたりした。弁護士の接見なしにほぼ隔離状態で拘束されたという被拘禁者の報告も多数あった。訴状の閲覧及び抗弁の権利の制限を特徴とする、国際基準を満たさない訴追もあったということである。公認のユダヤ教徒、キリスト教徒及びゾロアスター教徒等の少数宗派は、法に基づく司法制度においても、特定の犯罪に対するイスラム教徒より重い刑罰及び、判事になれない障害等の差別を受けている。』³⁶

5.3.12 事実調査派遣を経て 2014 年 6 月に出版されたデンマーク移民局の報告は、次のように述べたトルコの国際組織にインタビューした。「改宗者の拘留中の拷問に関する報告があった。それは当局が彼らの活動を止めさせるため、又は彼らに協力することを強要するために、拘留されている者を脅かしたかったと考えられる。」³⁷

者の迫害 – 2013 年 1 月 16 日、エグゼクティブサマリー

http://www.iranhumanrights.org/2013/01/cost_of_faith/ [2015 年 11 月 11 日閲覧]

³⁵ 米務省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション II。政府の実例。

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

³⁶ 国連人権理事会、イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者の報告、2014 年 3 月 18 日、A/HRC/25/61, <http://www.refworld.org/docid/534e4d0d4.html> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

³⁷ デンマーク移民局 – イランのキリスト教改宗者の状況に関する最新情報 – 2014 年 6 月、1.2.2 イランの法律及び改宗者に対する訴訟、<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/78D46647-A0AD-4B36-BE0A-C32FEC4947EF/0/RapportIranFFM10062014II.pdf> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

5.3.13 米国務省が 2014 年の出来事を網羅する年次報告書の中で述べたところによれば、『年末の時点で多数のキリスト教徒が収監されていた。人権擁護団体によれば、キリスト教徒を含め、収監者の多くは、刑務所当局から適切な保健医療を与えられなかった。』³⁸

5.3.14 Christians in Parliament の報告によれば、『キリスト教徒の被拘禁者又は受刑囚の取調べはたいてい、MOIS の調査官によって行われた。被拘禁者はたいてい、何時間も続く尋問セッションに耐え、何日又は何週間もの定期的なセッションを受けさせられ、その間は概ね独房監禁状態で拘束される。』

5.3.15 報告の続きによれば、

『収監中の尋問方法は次第に苛酷になっている。一部の事案では、複数のキリスト教徒が身体的虐待及び、処刑の脅迫等の精神的虐待を受けた。』³⁹

[目次に戻る](#)

6. イスラム教からキリスト教への改宗者

6.1.1 Christians in Parliament がイランにおけるキリスト教迫害に関する 2015 年 3 月の報告で述べたところによれば、

『イラン政府のイスラム教からの改宗(背教行為)に対する不寛容は、民族及び宗教少数派問題に関するロウハーニー大統領の上級顧問、アリ・ヨウネシ(Ali Younesi)による 2014 年 10 月の発言で明確に述べられた。保守的報道機関、Fars の取材の中で、ヨウネシは「我が国では異教への改宗は違法である」と宣言した上で、福音主義は少数宗派集団にとって違法であると述べている。イランが少数宗派及び福音派への改宗に不寛容であることは長い歴史の中で周知であるが、この取材でも、政府幹部からこの方針の強い主張を直近に直接且つ公に聞くことができた。』⁴⁰

6.1.2 米国務省が 2014 年の出来事を網羅する年次報告書の中で述べたところによれば、『イスラム教からキリスト教への改宗者は、嫌がらせ、逮捕及び収監の対象にされた。逮捕は、警察が宗教集会を強制捜査する際に行われることが多く、政府は捜査時に宗教的所有物を没収した。伝えられるところによれば、2014 年 8 月 12 日に、イラン当局者がテヘランの家庭教会を強制捜査し、キリスト教改宗者の Mehdi Vaziri と Amir Kian を逮捕した。いずれも年末時点で、ゲゼル・ヘサル(Ghezel-Hesar)刑務所に収監されているとされた。』⁴¹

³⁸ 米国務省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション II。政府の実例。
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015 年 11 月 16 日閲覧]

³⁹ Christians in Parliament、イランにおけるキリスト教徒の迫害、2015 年 3 月
<http://www.christiansinparliament.org.uk/uploads/APPGs-report-on-Persecution-of-Christians-in-Iran.pdf>, [2015 年 11 月 17 日閲覧]

⁴⁰ Christians in Parliament、イランにおけるキリスト教徒の迫害、2015 年 3 月
<http://www.christiansinparliament.org.uk/uploads/APPGs-report-on-Persecution-of-Christians-in-Iran.pdf>, [2015 年 11 月 17 日閲覧]

⁴¹ 米国務省、2014 年世界の宗教の自由に関する報告書 (2014 年 10 月 14 日) セクション II。政府の実例。

6.1.3 2014 年 6 月に出版されたデンマーク移民局の報告書は、キリスト教へ改宗したイラン人の改宗者たちが直面する障害について以下のように報告した。

『トルコの国際的組織は、これが知られることがなかった場合にはいずれかの問題になるとは考えなかった。しかし、改宗者が非公式の教会活動又は布教活動において活発であった場合、当局に問題が発生する。更に、改宗が当局の知るところとなれば、個人は職を失うことになる。情報筋は、イランにおける職場において、従業員を監視する Herasat(情報・安全保障省の代理機関)という機関があると説明した。また、彼らは大学、国家機関及び学校にも存在する。一定の規模の民間企業にも Herasat 機関はある。Herasat がある人の改宗の知らせを受けたら、その者は職を解雇される危険にさらされる。更に、家族も職を失う恐れ、又はより高度な教育を受けることを拒否される恐れが出てくる。』⁴² 同情報源は以下のように指摘した。

『町や市の近隣において、地元のモスクと連携するバシジ(Basij)部隊があり、人々はモスクに出るように求められる。これは特に、特定の年齢の男性に期待されている。イスラムの規則によると、少年少女が祈りを始める宗教的義務はそれぞれ 15 歳、9 歳で、モスクの集会礼拝は社会活動の一旦として奨励されるとつけ加えられた。近隣のモスクに参加することへの期待は、社会規範の一部として捕えられ、例えばモスク又は金曜礼拝のイマームの態度及び感受性に左右される。』⁴³

6.1.4 アムネスティ・インターナショナルの国際事務局は事実調査委員会に以下のように語った。

『改宗者は特定の職に就くためにその信仰を隠さなければならない。多くの職に対し、その人の宗教が示されるような書式に記載することが必要とされる。概して、教育及び雇用へのアクセスに関しては少数派に対して広い範囲にわたる差別が存在する。差別の影響は、その個人が民間企業に雇用されているか、又は政府職についているか否かにより異なる。しかし、民間企業においてさえ、その宗教の信仰のために、雇用主は当局により従業員を解雇するよう強いられることがある。』同情報筋は更に、個人が改

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2014&dliid=238454> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

⁴² デンマーク移民局－イランのキリスト教改宗者の状況に関する最新情報－2014 年 6 月、1.1 教育、雇用に関する障害及び当局との取引を含む改宗の影響、
<http://www.refworld.org/docid/53b650394.html> (2015 年 11 月 11 日閲覧)

⁴³ デンマーク移民局－イランのキリスト教改宗者の状況に関する最新情報－2014 年 6 月、1.1 教育、雇用に関する障害及び当局との取引を含む改宗の影響、
<http://www.refworld.org/docid/53b650394.html> (2015 年 11 月 11 日閲覧)

宗した疑いにより逮捕される場合に何が起きるかを指摘した。「事件が裁判に進むまでに又は、被疑者が罰則なく解放されるまでに、監禁中に粗悪な扱い又は拷問される危険性は大きい。逮捕から審問までに何が起こるかを過小判断すべきではない。更に、逮捕された者は司法制度の管轄外にある秘密の拘留センターに拘留されることがあると説明された。刑務所及び秘密の拘留センターに拘留されるいずれの個人も、弁護士への連絡を拒否された。」⁴⁴

6.1.5 以下は第 18 条における援護担当官、マンスール・ブルジー (Mansour Borji) がデンマーク移民局の事実調査委員会にインタビューされた内容である。

『あなたがイスラム教徒に生まれ、キリスト教徒に改宗した場合、背教者とみなされる。しかし、最近個人が背教者として刑罰を受けた裁判所の判例はない。マンスール・ブルジーは長期間にわたり投獄されていた女性のキリスト改宗者の判例に言及した。情報筋によると、シーア派の聖職者による何等かの宗教規定に基づき、この女性には 2 つの選択肢しかなかった。信仰を改めるか、監獄で死ぬか[...]一部のキリスト教改宗者は自分の家族や親族からひどい扱いをうける危険性があつたが、大抵の場合、国家の手による迫害に直面する。情報筋により、誰かがキリスト教に改宗した場合、家族は自分の家族に関して報告するということが明らかになった。度々、当局と遭遇することが「抑止」効果となり、改宗について忘れさせるという良心的な願いをもって意図したものだった。また、近隣が改宗者に関して報告することもあるが、情報筋は迫害の脅威は主に当局によるものとする。』⁴⁵

6.1.6 第 18 条における援護担当官、マンスール・ブルジーは更に以下のように説明した。

『キリスト教改宗者は 2 級の市民とみなされ、キリスト教の生活をする権利をもたず、その宗教信念を極秘に保たなければならない。改宗者は他者とそのキリスト教的信仰を共有する信心とその信仰が当局に暴露された場合に直面する日常的な危険性とのバランスを図らなければならない。マンスール・ブルジーは、子供たちの養育問題もイランでは改宗した家族の懸念事項であると加えた。子供たちは学校で宗教教育に参加し、イスラム教の原理について学ばなければならない。係る状況において、キリスト教改宗者の子供は、家族がキリスト教の生活を実践している家庭の状況について話した場合に起こり得る安全問題を認識していないことがある。更に情報筋は、キリスト教の改宗者同士の結婚はイラン当局に認められないという事実言及した。キリスト教改宗者がイランにおいて合法に結婚できる唯一の方法はイスラム法に準拠することである。』⁴⁶

⁴⁴ デンマーク移民局－イランのキリスト教改宗者の状況に関する最新情報－2014 年 6 月、1.1 教育、雇用に関する障害及び当局との取引を含む改宗の影響、
<http://www.refworld.org/docid/53b650394.html> (2015 年 11 月 11 日閲覧)

⁴⁵ デンマーク移民局－イランのキリスト教改宗者の状況に関する最新情報－2014 年 6 月、
1.3 改宗者の家族関係及びソーシャルネットワークから見た改宗の影響、
<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/78D46647-A0AD-4B36-BE0A-C32FEC4947EF/0/RapportIranFFM10062014II.pdf> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

⁴⁶ デンマーク移民局－イランのキリスト教改宗者の状況に関する最新情報－2014 年 6 月、
日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

6.1.7 イラン人権記録センターはその 2014 年 7 月のレポートにおいて、イランの背教に焦点を当て、以下の通り語った。

『イランの法律の下に、信仰を捨てるイスラム教徒又は他の宗教に改宗するイスラム教徒は、背教者として刑罰を受ける。更に、イスラム教徒であるか否かを問わず、預言者ムハンマド、他のシーア派の神聖な人物、又はその他の神聖な預言者に向けて名誉を棄損するような発言をした場合、その者は「預言者を罵った」という犯罪により罰せられる。背教も預言者への罵りもいずれも死罪となる。後者はイスラム刑法に具体的に違法とされている一方で、前者は犯罪として明示的に言及されていない。しかしながら、イスラム刑法及びイラン憲法における規定は、法律が沈黙する状況において、シャリーア法又はイスラム宗教法が適用されることを明言する。その結果、イランの裁判官は、そのシャリーア法の解釈に基づき背教の量刑をもたらす権限を有する[...]背教及び預言者への罵りの事例は、イランではめったに起こらない。しかしながら、個人からなる多様なグループはこうした宗教犯罪の罪で告発される。イスラムの普及した解釈に挑戦するイスラム教に生まれながらキリスト教徒に改宗したバハーイ教徒、及び従来とは異なる宗教信仰を信奉するその他の者たちは、イラン国家に標的とされ、起訴されている。一部の事例において、背教の判例は明瞭に政治的な含みがあるが、その他は主に宗教的な性質を帯びたもののようである。』⁴⁷

6.1.8 米国国際宗教自由委員会がその年次報告書の中で述べたところによれば、

『2014 年 10 月に、3 人のキリスト教改宗者 – Silas Rabbani、Abdolreza Haghnejad 及び Behnam Irani – が、「国家安全保障に反する行為」及び「政府の転覆を意図したネットワークの創設」の虚偽罪で、遠方地域での禁固 6 年を言い渡された。12 月に、3 人に対するこの判決は取り消され、Rabbani と Haghnejad は釈放された。Irani は依然として、別件での禁固 6 年に服役中である。2010 年にその宗教活動を理由に逮捕され、2012 年に禁固 6 年の実刑判決を受けたキリスト教改宗者、Farshid Fathi は、2014 年 4 月にエヴィン刑務所で行われた強制捜査中に治安当局者に殴られて負傷した。同氏は 8 月に、テヘラン郊外のラジャエ・シャー刑務所に移送され、12 月に、4 月の刑務所強制調査に関連して刑期を 1 年延期された。』⁴⁸

6.1.9 Christians in Parliament によれば、

『拘禁経験を持つキリスト教徒の多くが報告したところによれば、取調べ官及び看守から何度も死刑の脅迫を受けたということである。男性キリス

1.4 イランにおけるキリスト教改宗者としての実際の生活と起こり得る制限

<http://www.nydanmark.dk/NR/rdonlyres/78D46647-A0AD-4B36-BE0A-C32FEC4947EF/0/RapportIranFFM10062014II.pdf> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

⁴⁷ イラン人権記録センター、イラン・イスラム共和国における背教行為、2014 年 7 月 30 日、エグゼクティブサマリー、

<http://www.iranhrdc.org/english/publications/reports/1000000512-apostasy-in-the-islamic-republic-of-iran.html> [2015 年 11 月 11 日閲覧]

⁴⁸ 米国世界宗教の自由委員会、年次報告 2015 : イラン、2015 年 5 月 1 日

<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/Iran%202015.pdf> [2015 年 11 月 10 日閲覧]

ト教徒が背教行為で死刑判決を受ける可能性は依然としてある。背教行為はイランの法律では扱われていないが、判事は、判決を下す際に『真正のイスラム教典又は正式なファトワ(Fatwa)』への付託を認めるイラン憲法の第 167 条を行使することができる。シャリーア法の下では、背教行為は、男性は死刑、女性は終身刑に値する。キリスト教徒は前述の神への敵意(Moharebeh)又は現世での腐敗(Mofsed-e-filarz)罪でも死刑になる可能性がある。』

『キリスト教改宗者が逮捕される場合は必ず、尋問時及び拘禁期間中にイスラム教に戻ることを納得するよう圧力をかけられる。』

6.1.10 報告書の続きによれば、

『イスラム教を放棄する改宗は、政府機関の職業の場合又は、雇用主が改宗に不寛容な場合は失業につながることもある。』

『キリスト教改宗者は、日常生活でも障害にぶつかる。改宗者の多くは、イスラム教徒によく使われる名称を継承しているとわかる名前で名乗っている。改宗は容認されないため、こうした人々は改宗後も国内法及び官僚手続きではイスラム教徒として見られ、そのように扱われる。』⁴⁹

[目次に戻る](#)

⁴⁹ Christians in Parliament、イランにおけるキリスト教徒の迫害、2015 年 3 月
<http://www.christiansinparliament.org.uk/uploads/APPGs-report-on-Persecution-of-Christians-in-Iran.pdf>, [2015 年 11 月 17 日閲覧]

補遺 A: 判例法

SZ and JM (Christians – FS confirmed) Iran CG [2008] UKAIT 00082

(2008 年 11 月 12 日)

当時の難民入国管理審判所は以下のことを見出した。

「イランのキリスト教徒の状況は、**FS** イラン **CG**[2004 年]UKIAT 00303 イランにおける指針の変更が必要となるまでには悪化していない。聖餐式を基盤とする教会への一部の改宗者にとって、状況は帰国することを妥当に予測できないようなものであり、そうした判例は **HJ**（同性愛：慎重に生活することを適正に耐えている）イラン[2008 年]UKAIT 00044*の根拠において考慮されなければならない。

改正された刑法に背教行為を取込む案により重要な差が生じるか否かは、現時点では不明である。法改正は刑法において大がかりな変更の一部であり、改宗者向けに限定されたものではない。同提案は未だに議会を通過する前の段階である。

「改宗させる」及び「福音を説く」は専門用語ではなく、その区別はない。」

*後述する **HJ** における最高裁判所の判決を参照のこと。

Supreme Court. HJ & HT v SSHD [2010] UKSC31 7 July 2010

最高裁判所はここに、以下のような性向に帰する申請者の告発の恐れに基づく申し立てを評価する際に適用される検査を設けた。

- (i) 申請者はゲイ又は出身国の潜在的迫害者により、ゲイとして扱われる者か。
- (ii) そうである場合、ゲイとして公然と暮らす人々は、その出身国において迫害の対象となるか？
- (iii) 申請者は帰国後にいかにしてふるまうか。申請者が公然と暮らし、迫害の真の危険に晒される場合、彼は慎重に暮らして危険を回避する場合でも、迫害の恐れがあるという十分な根拠を有する。
- (iv) 申請者が慎重に暮らす場合、なぜ慎重に暮らすのか。申請者がそうしたいから又は、社会的制圧を加えられるから慎重に暮らす場合(例えば親に負担を与えたくない又は、友人を困らせたくない)は、彼は難民とはならない。しかし、慎重に暮らす主な理由が、彼が公然と暮らすことにより迫害の恐れとなるものである場合、彼は難民となる。

FS and others (Iran. Christian Converts) Iran CG [2004] UKIAT 00303
(2004 年 11 月 17 日)

当時の移民不服申立審判所は以下のことを見出した。

「結論[...]153. 証拠によると、イスラム教から改宗したものではないキリスト教徒及び民族的マイノリティ教会メンバーであるキリスト教徒は、少なくとも原則は迫害されない。彼らは容認されているが、それでもなお、社会的差別に苦しみ、実体法及び司法行政、国家議会(Majlis)、民間セクターの雇用及び大学入学など、国家及びその機関の見解からは 2 級の地位である。様々な表明における状態について、彼らに対する態度は、居住する場所のイスラム人の態度にあるように、時間を経て異なるが、現時点においてそうしたキリスト教徒は現実的な差別に直面していても、現実的な迫害の危険性には直面していない。革命後の迫害は差別にとって代わられた。[...]」

[目次に戻る](#)

版管理及び問合せ先

問合せ先

このガイドンスについて疑問がある場合で、ラインマネージャー又はシニアケースワーカーから助言を得られない又は、このガイドンスに事実関連の誤りがあると思う場合は、[国別方針・情報チーム](#)まで連絡いただきたい。

本ガイドンスにおける形式上の誤り(リンク切れ、スペルミスなど)に気付かれる場合又は配置やガイドンスの見易さにご意見がある場合は、[ガイドンス・ルール・形式チーム](#)まで電子メールをいただきたい。

認可

ガイドンスの本版が認可された際の情報を以下に記載する。

- 第 **2.0** 版
- **2015 年 12 月 2** 日より有効
- 本版は、法律戦略チーム次長、**Sally Weston** の承認を得ている。
- 承認日: **2015 年 11 月 25** 日

本ガイドンスの最新版からの変更

最新版国別情報

[目次に戻る](#)

